

売買参加者に係るせり参加人の認定等に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、京都市中央卸売市場第一市場（以下「第一市場」という。）における売買取引業務の適正かつ健全な運営を確保するため、京都市中央卸売市場業務条例施行規則（以下「規則」という。）第22条において準用する規則第18条に規定する売買参加者が卸売業者の行うせり売又は入札の方法による卸売（以下「卸売」という。）に参加する売買参加者の役員又は使用人（以下「せり参加人」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(せり参加人の認定)

第2条 せり参加人の認定に係る資格要件は、次のとおりとする。

- (1) 第一市場における売買取引について必要な知識を有する者であること。
- (2) 申請者の役員又は使用人であること。
- (3) 認定の日において、申請者の事業所において申請に係る取扱品目の部類に属する物品の販売又は加工等の業務に2年以上の経験を有している者であること。
- (4) 民法が定める成年であること。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、せり参加人として認定しない。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 拘禁刑に処せられた者又は第一市場において20日以上の入場停止処分に処せられた者で、その執行が終わってから6月を経過しない者
- (3) その他市長が不適当と認めた者

3 役員又は使用人にせり参加人の認定の審査を受けさせようとする売買参加者は、第1号様式に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 履歴書
- (2) 第2項第1号及び第2号に掲げる者に該当しないことを誓約する書面
- (3) 写真2枚（正面向き、上半身、無帽、名刺型1枚及び1.4cm×1.7cmの顔写真1枚）
- (4) 本人に関する書類（健康保険証又は運転免許証の写し等）

4 第1項第1号に規定する必要な知識の認定は、筆記試験の方法によって行うものとする。

5 筆記試験は、原則として毎年1回実施するものとする。

6 せり参加人の認定については、次のとおりとする。

- (1) 市長は、せり参加人の認定を行ったときは、せり参加人認定簿に次の各号に掲げる事項を登載するものとする。

ア せり参加人の氏名

イ せり参加人が属する売買参加者の氏名又は名称

ウ 取扱品目の部類

エ 認定の年月日

オ 認定番号

(2) 市長は、せり参加人の認定を行ったときは、認定者に対し認定証を交付するとともに、その旨を卸売業者に通知するものとする。なお、認定証の交付数の上限は、一売買参加者につき3個とする。

(3) 認定証は、第2号様式のとおりとする。

(4) せり参加人を使用する売買参加者は、認定証の記載事項に変更が生じたときは、速やかに第3号様式により、市長に届け出なければならない。

(せり参加人の認定の取消し)

第3条 市長は、せり参加人が次の各号のいずれかに該当するときは、せり参加人の認定を取り消すものとする。

(1) 前条第2項の各号のいずれかに該当することとなったとき。

(2) 申請に係る取扱品目の部類に属する物品の販売又は加工等の業務以外の業務に従事するに至ったとき又は退職したとき。

(3) 京都市中央卸売市場業務条例第26条及び第27条第1項第3号に該当することとなったとき。

2 売買参加者は、せり参加人が前項第2号又は第3号に該当したときは、速やかに第4号様式に認定証を添えて、市長に届け出なければならない。

3 売買参加者は、せり参加人の認定の抹消があったときは、速やかに当該抹消された者に係る売買参加者章及び認定証を市長に返還しなければならない。

(せり参加人の認定の更新)

第4条 せり参加人の認定の有効期間は、当該認定の日から起算して5年間とする。ただし、次に掲げる者に係る認定の有効期間は、当該認定の日から起算して3年間とする。

(1) 初めて認定を受ける者

(2) 前条第1項第1号の規定により認定の取消しを受けた者で、当該取消後の最初の認定を受ける者

2 売買参加者は、認定を受けたせり参加人をその有効期間満了の日後も引き続き卸売に参加させようとするときは、第5号様式に第2条第3項第3号に規定する写真2枚を添えて、市長に申請しなければならない。

3 認定の更新に係る措置については、次のとおりとする。

(1) 市長は、せり参加人講習会を実施し、これを受講した者に対しせり参加人の認定の更新を行うものとする。ただし、認定後15年を経過した者については、せり参加人講習会の受講を免除する。

(2) 認定の更新を受けようとする者は、更新に係る認定証の交付を受ける際には、先に交付された認定証を市長に返還しなければならない。

(売買参加者章の交付)

第5条 市長は、せり参加人を使用する売買参加者に対し、売買参加者章を1個交付する。

2 売買参加者章が、紛失又は汚損等で使用不可能となったときは、売買参加者は当該理由を付して、市長に再交付の申請をしなければならない。ただし、紛失については、市長が適当と認める場合に限り再交付するものとする。

3 売買参加者は、売買参加者章に関し、次に掲げる事項を厳守しなければならない。

(1) 卸売に参加する場合は、必ず売買参加者章を着用するものとする。

(2) 他の売買参加者との間において売買参加者章の貸借をしてはならない。

4 売買参加者章の交付に要する経費は、売買参加者の負担とする。

(その他)

第6条 売買参加者に係るせり参加人の認定等の取扱いについて、この要綱によることが困難な場合は、その都度市長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、昭和55年8月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月21日から施行する。

(経過措置)

この要綱による改正後の売買参加者に係るせり参加人の認定等に関する取扱要綱第2条第1項第4号の規定は、民法の一部を改正する法律(平成30年法律第59号)の施行の日(以下「施行日」という。)以後の申請について適用し、施行日前の申請については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年6月1日から施行する。

第 1 号様式

せり参加人資格認定申請書（売買参加者）

(宛先) 京都市長	年 月 日
住 所	氏名又は名称及び代表者名
電話	—

[illegible]

第 2 号様式

(表面)

せり参加人資格認定証	
No.	
紋章	売買参加者名
	氏 名
	生年月日
写真	年 月 日発行
	京都市長 印

(裏面)

注 意	
1 この認定証は、卸売業者が行うせり売又は入札の方法による卸売に参加するときは、常に携帯してください。	
2 この認定証の記載事項に変更が生じたときは、直ちに市長に届け出てください。	
3 この認定証を貸与し、譲渡し、紛失し、又は改ざんしたときは、処分されることがあります。	
4 この認定証を必要としなくなったときは、直ちにこれを返還してください。	
5 有効期限	年 月 日

資格認定証記載事項変更届出書（売買参加者）

(宛先) 京都市長	年 月 日
住 所 電 話 —	氏名又は名称及び代表者名

売買参加者に係るせり参加人の認定等に関する取扱要綱第 2 条第 6 項第 4 号の規定により、下記のせり参加人に関し、変更が生じたので届け出ます。		
認定番号		
氏 名	変更前	
	変更後	

注) 氏名が確認できる書類（健康保険証又は運転等の免許証の写し等）及び写真 1 枚（1.4cm × 1.7cm の顔写真）を添付してください。

せり参加人解任届出書（売買参加者）

（宛先）京都市長	年 月 日
住所 電話 —	氏名又は名称及び代表者名

売買参加者に係るせり参加人の認定等に関する取扱要綱第 3 条第 2 項の規定により、 下記のせり参加人を解任したので届け出ます。	
氏 名	
認 定 番 号	
解 任 年 月 日	
理 由	

注） 解任したせり参加人の資格認定証を添付してください。

第5号様式

せり参加人資格認定更新申請書（売買参加者）

(宛先) 京都市長	年 月 日
住 所 電話 —	氏名又は名称及び代表者名

売買参加者に係るせり参加人の認定等に関する取扱要綱第4条第2項の規定により、下記のせり参加人に関し、資格を更新させたいので申請します。

[illegible]